

## 第6章 管理運営計画

### ■第1節 管理運営の前提とする条件

#### (1) 管理運営の主体

文化財保護担当部局である文化振興課など市が主体となり、史跡の本質的価値の保存から整備・活用・維持全般を管理します。環境の保全や施設の維持管理などには史跡周辺地域、利用者の協力を得ながら「みんなで使い、みんなで守る」体制を目指します。

#### (2) 職員の配置

史跡に常駐職員は配置せず、日常的な点検・清掃、施設の施錠や開錠は業務を受託した地元団体や企業等によって行い、全体的な管理を文化振興課が行います。

団体利用やイベント開催の申し込みは文化振興課が受け付けます。

出土遺物の閲覧や調査研究への対応など、史跡の本質的価値に関わる事業への対応は、文化振興課と関連部局職員が対応します。また、学校利用や一般の団体を対象とする史跡の解説等は、市内で活動する歴史研究団体やボランティア団体の協力も得て対応することとします。

#### (3) 利用時間

イベント等で必要な場合を除き、施設の夜間利用は想定しないこととしますが、近隣住民の徒歩での通行を考慮して全体の閉鎖は行いません。

#### (4) 利用料

入場料は無料とします。使用料は、市の管理する公園に準じて徴収します。史跡の本質的価値に関わる市の主催事業やイベント等の実費は利用者が負担することも想定します。民間事業者の収益を伴うイベント等については、市民の文化的活動促進や利便性向上の目的に照らして適当と認められる場合は妨げないものとします。

#### (5) 利用のルール

史跡公園を安全かつ快適に利用できる環境を維持するためのルールは、市内の公園利用ルールに準じ、史跡保護の観点から下記のとおりとします。

- ・ごみは持ち帰る。
- ・幼児が遊ぶときは保護者が同伴する。
- ・ペットの散歩にはリードを使用し、フンは持ち帰る。
- ・火気の使用は原則として禁止する。
- ・車やバイクの乗り入れは禁止する。
- ・自転車は押して通行する。
- ・イベント等、団体で占有する場合は、文化振興課に事前に公園内使用許可申請を提出する。
- ・張り紙や広告物の取り付けはしない。
- ・史跡公園内の土地を掘らない。
- ・史跡公園内は禁煙とする。
- ・史跡公園内での事故や盗難は各自で注意し、事故等が発生した場合に管理者は責任を負わない。

## (6) 利用者像と年間利用者数

下記のように想定します。

### ① 学校児童生徒及び教員

- ・市内小学校（16校）高学年人数平均90人 年1回 年間1,440人
- ・市内中学校（10校）2学年人数平均90人 年1回 年間900人
- ・須賀川市立第二中学校生徒 体育及び課外活動の利用1日約100人 年間2,500人

### ② 地域住民など

- ・地域住民 上人壇からおおむね500m 県内の人口約3,200人 年間3,200人
  - ・一般団体 1回20人×月1団体 240人
  - ・歴史研究者 年間50人
  - ・個人（グループや家族を含む）50人
  - ・講座等市主催事業の参加者 定員20人×6回 120人
  - ・市民等主催イベント参加者 1回50人×12回 600人
  - ・散歩や運動目的の利用者 1日20人 年間7,300人
  - ・JR須賀川駅の利用者 1日平均4,600人のうち100人 年間3,650人
- 年間利用者数想定 20,050人

## ■第2節 管理計画

「本質的価値の管理」「周辺環境の管理」「諸施設の維持管理」について、次のように計画します。

第11表 管理の体系

項目	区分	内容	担当
本質的価値の管理	遺構の管理	指定範囲の管理	文化振興課
	遺物の管理	調査研究 施設の設置・届出・許可に関する事務	
周辺環境の管理	関連施設の日常管理	巡視・点検・清掃・植栽管理	文化振興課 関連団体 所有者
諸施設の維持管理	日常管理	巡視・点検、軽微な清掃・修繕	文化振興課
	定期管理	定期清掃、施設点検、除草・剪定・捕植	都市計画課
	中長期的管理	施設の大規模修繕 園路・遺構表現の修理・再舗装	委託業者 協力団体

### (1) 本質的価値の管理

史跡指定範囲の管理や調査研究、施設の設置、届け出や許可に関する事務など、本質的価値の保存管理にかかわる業務は須賀川市が主体となって行います。

特に史跡指定範囲と周辺地域の保全について、「保存活用計画」では、史跡を保存し未来へ継承するため、土地利用や開発行為に対する規定や、地区ごとの構成要素を整理し、取扱基準を定めています。

第12表 史跡と周辺の地区区分

地区区分	概要	現状
I地区（指定地）	史跡に指定されている範囲	一部を除き公有化されている。
II地区（周辺エリア）	史跡の遺構の一部、もしくは関連のある遺構・遺物が確認できる範囲。追加指定を推進する。	掘立柱建物跡、溝跡、土師器・瓦などの遺構と遺物が確認される。公共施設・線路・駅・宅地・道路・工作物・電柱などがあり、公共施設と道路以外は私有地である。
III地区（関連遺跡群）	栄町遺跡・うまや遺跡・米山寺経塚群・米山寺跡・東山道（推定）など、石背郡衙に関連する遺跡のある範囲。	公共施設、宅地、農地、線路、河川、水路、神社、電柱、塀などがあり、公共施設・道路・河川以外は私有地である。

整備の経過はもちろん供用開始後も遺構を良好に保全し、周辺環境や安全性に配慮しながら、「保存活用計画」で規定した基準を踏襲し、管理を下記のように計画します。

## ■保存の方法

### ①指定地（Ⅰ地区）

主要遺構が保存されているエリアで、遺構は盛土で保存されており、地形もほぼ変わらず残されています。しかし、一部が公有化されていないため、引き続きこれまでの調査研究の成果をもとに確実に保存するとともに公有化の取り組みを進めます。また、これまで出土した遺物は市立博物館、須賀川市歴史民俗資料館で保存・公開しています。

### ②周辺エリア（Ⅱ地区）

周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるエリアで、上人壇廃寺跡に関連する遺構・遺物が存在すると推定される地区です。

遺跡の価値について周知啓発を図り、地権者の理解と協力のもと発掘調査を実施します。その結果を踏まえ、史跡の追加指定に取り組み、追加指定後はⅠ地区に変更することとします。

当該地域で掘削を伴う建築・土木工事等を行う場合は、市に届け出や協議を行う必要があります。工事の内容に応じ、試掘調査等を実施のうえ、現状保存や発掘調査による記録保存を図ります。また、開発行為の有無にかかわらず、可能な場合遺構・遺物の確認作業を行い、積極的に保護します。

このほか、景観や地形など、史跡が伝えてきた当時の姿を後世に残すため、景観や植生についても調査や保全を図ると同時に、史跡保護の緩衝地帯として周辺の保存地区を設定することとします。

### ③関連遺跡群（Ⅲ地区）

史跡と密接にかかわる、古代の石背郡衙に関する重要な遺構・遺物が存在すると想定される範囲です。史跡指定されていないため一部で開発により遺構が消滅していますが、史跡と一体として保存することでその価値が高まる重要な箇所であることから、Ⅱ地区同様、積極的な保存を図り、活用することとします。

具体的には、国史跡に指定されている米山寺経塚群をはじめ、栄町遺跡、うまや遺跡、米山寺跡について、周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、掘削を伴う建築・土木工事を行う場合は市に事前に届け出る必要があります。近接地の開発についても、可能な限り事前の協議を行うよう努め、やむを得ない開発行為のある場合、必要に応じて発掘調査を行います。このほか、開発行為の有無にかかわらず、推定東山道を含めた石背郡衙関連遺跡に関する遺構・遺物の確認作業を進め、積極的に保護します。重要な遺構が確認された場合、史跡指定や公有化を目指します。

このエリアには多くの住宅地や工場が立地しているため、地域住民や地権者に遺跡に

ついでに理解を得られるよう周知啓発に努めます。また、岩瀬森など貴重な緑地帯も現存するため、その保全に取り組みます。

第13表 地区区分ごとの保存管理手法

	I 地区	II 地区	III 地区
保存管理・現状変更の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、遺跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更を認めない。</li> <li>・遺構や遺物を確実に保存するとともに史跡の活用を図るための保存整備を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者や管理者に遺構保存等について周知する。</li> <li>・建築や土木工事等、土地の掘削を伴う行為を行う場合は、事前協議を行う。</li> <li>・重要遺構が発見された場合は、その保存協力を求め、追加指定を含めた保護措置をとる。追加指定後は公有地化を目指し、I地区の取扱とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地権者や管理者に遺構保存等について理解と協力を求める。</li> <li>・建築や土木工事等、土地の発掘を伴う行為を行う場合は、事前に現状変更等の届け出および事前協議、試掘調査を行う。</li> <li>・重要な遺構が発見された場合は、その保存の協力を求め、適切な保護措置をとる。</li> <li>・史跡米山寺経塚群については国の史跡に指定されていることからI地区と同様の保存方法とする。</li> </ul>
現状変更等の許可が必要な行為（文化財保護法125条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形状を変更する。</li> <li>・建築物の新築・改修・除却</li> <li>・木竹の伐採・植栽・移植・伐根</li> <li>・史跡の発掘調査及び保存整備工事</li> <li>・その他史跡の保存に影響を及ぼす行為</li> </ul>		
現状変更等の許可が不要な行為（文化財保護法125条第1条但し書き）	現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合		
埋蔵文化財包蔵地の現状変更（文化財保護法第93・94条）	埋蔵文化財包蔵地となっているエリアについては、建築・土木工事など、土地の掘削を伴う行為を行う場合は、事前に届け出・通知を行わなければならない。		

第 14 表 現状変更等の取扱方針の概要

保存管理行為	法的手続き	手続き先	
維持管理	手続きを要しない	－	－
非常災害時の措置	手続きを要しない	－	－
復旧（修理）	滅失・毀損届、復旧届、終了報告を要する。	文化庁（県文化財課）	本取扱基準による
その他の行為 史跡の保存整備 建築物の改修・改築 工作物の補修・改築 埋設物の補修・改築 その他公益上及び住民の生活権上必要な行為	現状変更の許可申請、終了報告を要する。	文化庁（県文化財課）	本取扱基準による

\* 軽微な現状変更について

文化財保護法施工例第 5 条第 4 項により、次に掲げるものについては、須賀川市が条例・規則で定めることにより行うことができます。

- ・小規模建築物（階数が 2 以下、建築面積が 120 平米以下など）で 3 月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却
- ・小規模建築物の新築、増築、改築または除去（増築、改築または除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない仕様規模建築物）
- ・工作物（建築物を除く）の設置、改修もしくは除去（設置の日から 50 年を経過していない工作物にかかるものに限る）
- ・道路の舗装もしくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの）
- ・法第 115 条第 1 講（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、回収または除去
- ・埋設されている電線、ガス管、水管または下水道管の改修
- ・木竹の伐採（名勝または天然記念物の指定にかかる木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る）

■ 日常的な本質的価値の保存管理

不適切な利用によって遺構や景観が損なわれることを防ぐため、職員や委託業者、地域の協力者による日常の点検や清掃を徹底します。また、出土遺物は博物館や歴史民俗資料館など温湿度管理や防犯体制の整備された環境で保管・展示することはもちろん、十分な学術的検討を経たレプリカや復元品の制作、デジタル的手法による記録や復元も行いながら、保全と活用を図ります。

## (2) 周辺環境の管理

### ■ 日常的な関連文化財の管理

史跡と関連が深く相互にその価値を補完する栄町遺跡・うまや遺跡・米山寺跡及び経塚群・東山道（推定）等関連文化財の管理は、文化振興課が主体となり、委託業者、地域の協力者により行います。遺構や景観が損なわれることを防ぐため、日常の点検や清掃を行います。また、出土遺物についても史跡からの出土遺物と同様、博物館や歴史民俗資料館など温湿度管理や防犯体制の整備された環境で保管・展示を図ります。

## (3) 諸施設の維持管理

史跡における遺構表現や、保存・公開・活用のために設置した史跡内外の諸施設の管理は、文化振興課が主体となり、委託業者と地域の協力者により行います。

特に JR 須賀川駅から直接史跡が視認でき、遺構表現・案内看板・植栽等各種設備等の破損や老朽化は市のイメージ低下に直結するため、造成地・植栽・舗装・工作物等の屋外施設について、計画的に点検・補修・更新を実施し美観を維持するとともに、利用者の事故やけがの危険を排除します。

### ■ 日常的な管理

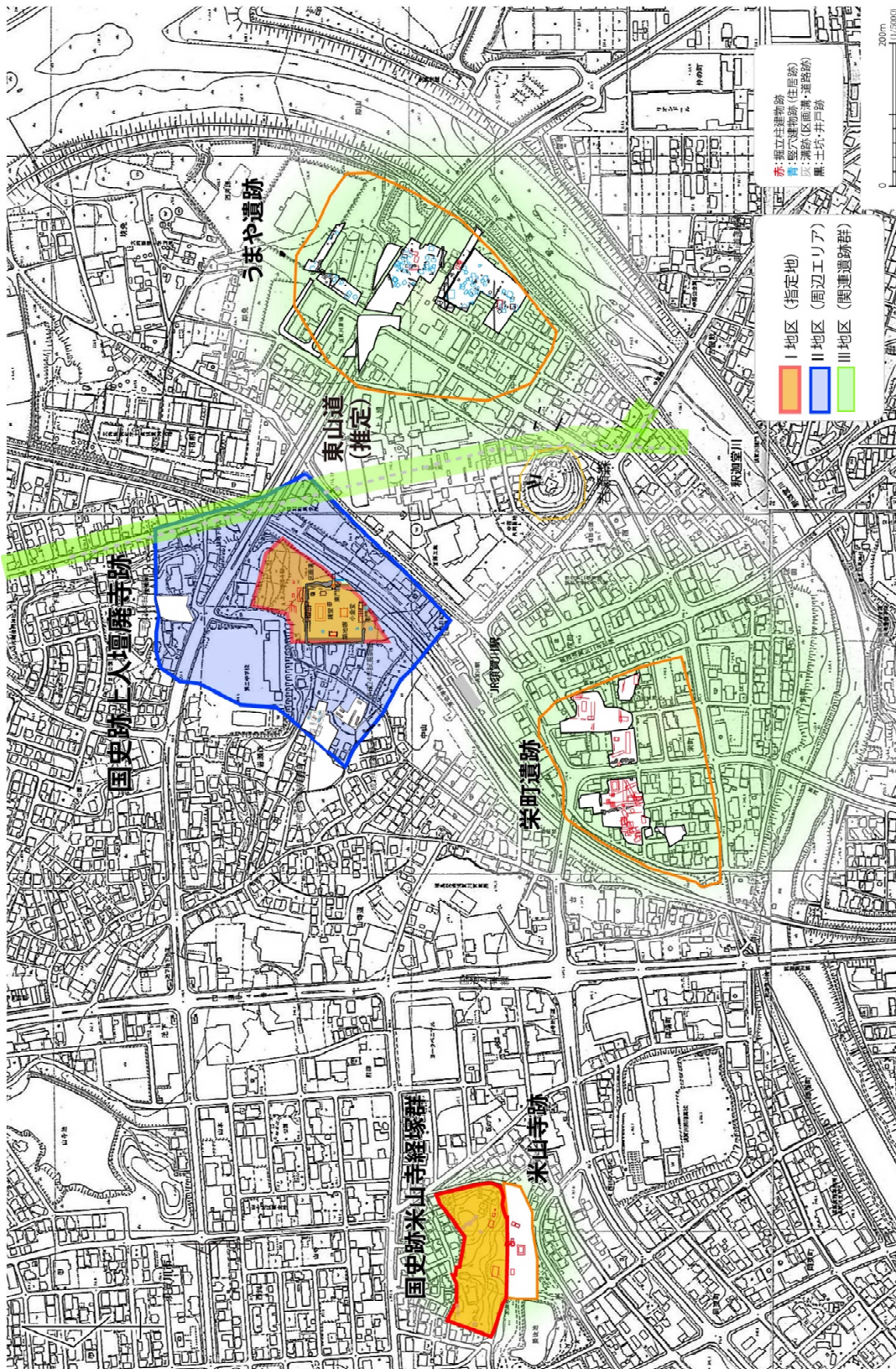
職員や委託業者、地域の協力者により、史跡内の景観・屋外施設・屋内施設の日常点検や小規模な修繕・除草・剪定・清掃を徹底します。

### ■ 定期的な管理

市や委託業者、地域の協力者により、必要な時期に除草・植栽の剪定・地被の補植を実施します。また、施設の定期点検と維持修繕を行います。

### ■ 中長期的な管理

園路・遺構表現・舗装・案内板等工作物等の屋外施設を定期的に点検し、修理や再舗装、施設の更新を行います。



第 112 図 史跡と周辺の地区区分図



## ■第3節 運営計画

「史跡の保存と公開活用に関する運営」「情報提供の運営」「市民活動の運営と支援」について、供用開始後も遺構を良好に保全し、利用者が史跡の本質的価値を享受しながら多面的な活用ができるよう、下記のように計画します。

第15表 運営の体系

項目	区分	内容	担当
史跡の保存と公開活用に関する運営	平時の来場者管理等	来場者数把握等	文化振興課
	本質的価値を生かした事業の企画・運営	案内解説	博物館・歴史民俗資料館
		パンフレット作成・配置	協力団体
	学習活動への対応	安全管理 等	委託業者
	地域住民・各種団体主催の活動対応	利用申し込みの受付	文化振興課
素材等の提供		都市計画課	
史跡の維持管理・運営に参加する市民や団体への補助	利用料徴収・減免		
	謝礼の支出		
情報提供の運営	学術上の情報提供	出土遺物と図面等の保存管理・閲覧対応	文化振興課 博物館・歴史民俗資料館
	公開・活用上の情報提供	利用案内や主催事業についての印刷物・HP・SNS等発信	
市民活動の運営と支援	市民の活動促進と協力	関連する市民団体の活動支援・協力依頼	文化振興課 協力団体

### (1) 史跡の保存と公開活用に関する運営

#### ■平時の来場者管理や誘導、安全管理

来場者に関することや安全管理については、史跡の本質的価値の維持に責任を持つ文化振興課が中心となり、駅西広場の担当課である都市計画課と連携しながら行います。案内解説等は日常的に史跡を利用する地域の協力者や企業、委託業者等に分担することも想定します。

#### ■本質的価値を生かした事業の企画・運営

文化振興課職員はもちろん、地域住民や希望者が、利用者への解説や講座、史跡の本質的価値を生かした事業の企画運営に携わることにより、地域の歴史や文化に対する知識や理解を広げ、史跡に親しむ人々のすそ野を広げることを目指します。また、博物館におい

ては、整備事業についての周知や興味関心の喚起を図るため、定期的に上人壇廃寺跡をテーマとした展示や体験学習を企画・開催することで、史跡の本質的価値に触れる機会を増やします。

#### ■学習活動への対応

日常的・一般的な利用者に対し、パンフレットやガイドマップなど十分な資料を提供し、適切に保全された遺構や遺物の価値を伝えます。団体での利用における現地での解説や各地での講座等の要望には、文化振興課職員のほか、「須賀川史談会」「須賀川市立博物館友の会」「須賀川知る古会」「ふるさとガイドの会」をはじめとする地域のボランティア団体、歴史研究団体の協力を得て対応します。

本質的価値に直接関係する調査研究や事業については市が中心となって対応します。

#### ■地域住民や各種団体が主催する事業への対応

史跡を会場として行う地域の行事や、各種団体・企業等が企画する事業やグッズの開発などで、史跡の本質的価値の周知や適切な活用が見込まれる場合は、市は利用料や機材の貸し出し等に対する減免を行うなどの支援を行います。

#### ■史跡の維持管理・運営に参加する市民や団体への補助

史跡の本質的価値の維持管理や運営に協力する団体や市民に対し、補助金や謝礼を支出することで、双方に無理のない活動の継続を目指します。

具体的には、指定文化財の所有者や管理者、地域の協力者に支出する謝礼について作成した「指定文化財管理謝礼に係る算定表」に準じることとし、管理の対象とする面積や作業内容、参加人数に応じて謝礼を支払います。

## (2) 情報提供の運営

#### ■学術上の情報提供

史跡の本質的価値の管理を担当する文化振興課が主体となり、出土遺物や図面等の記録を保存・管理する博物館・歴史民俗資料館が連携して行います。また、市内外の研究機関や史跡を管理する自治体等と調査研究成果を交流し、相互に発信します。

#### ■公開・活用上の情報提供

整備事業の進捗や史跡の利用案内、市が主催する事業についての情報提供は、JR 須賀川駅や市内公共施設に配置するパンフレット・チラシ・ポスター等による他、市の広報誌やホームページにより常時行います。また、史跡現地や史跡外でも利用可能な AR(拡張現実)/VR(仮想現実)や動画による本質的価値の発信を行います。

地域住民や各種団体、企業等による事業については主催者が行うとともに、本質的価値

の保全や周知に資することが見込まれる事業の広報や情報発信は、印刷物の配置等、可能な範囲で市が協力することとします。

### (3) 市民活動の運営と支援

#### ■市民が行う自主的な活動の促進と協力

「須賀川史談会」「須賀川知る古会」をはじめとする市民団体の協力を得るほか、地域住民や市内外の希望者による「上人壇サポーターズ」(仮称)を創立し、市民が史跡の維持管理や史跡に関する事業の運営等に参画しながら史跡の本質的価値を享受できることを目指します。

#### 「上人壇サポーターズ」(仮称)が担える管理運営協力の例

史跡の日常的な点検

案内解説

清掃・植栽管理

イベント時の運営協力

グッズの企画立案・SNSでの発信・広報活動など

#### 「上人壇サポーターズ」(仮称)が受ける特典

史跡で市が主催する行事への優先参加

史跡及び博物館利用における優遇

史跡に関する活動に対する機材や備品の貸与

団体謝礼等

## 第7章 整備事業計画

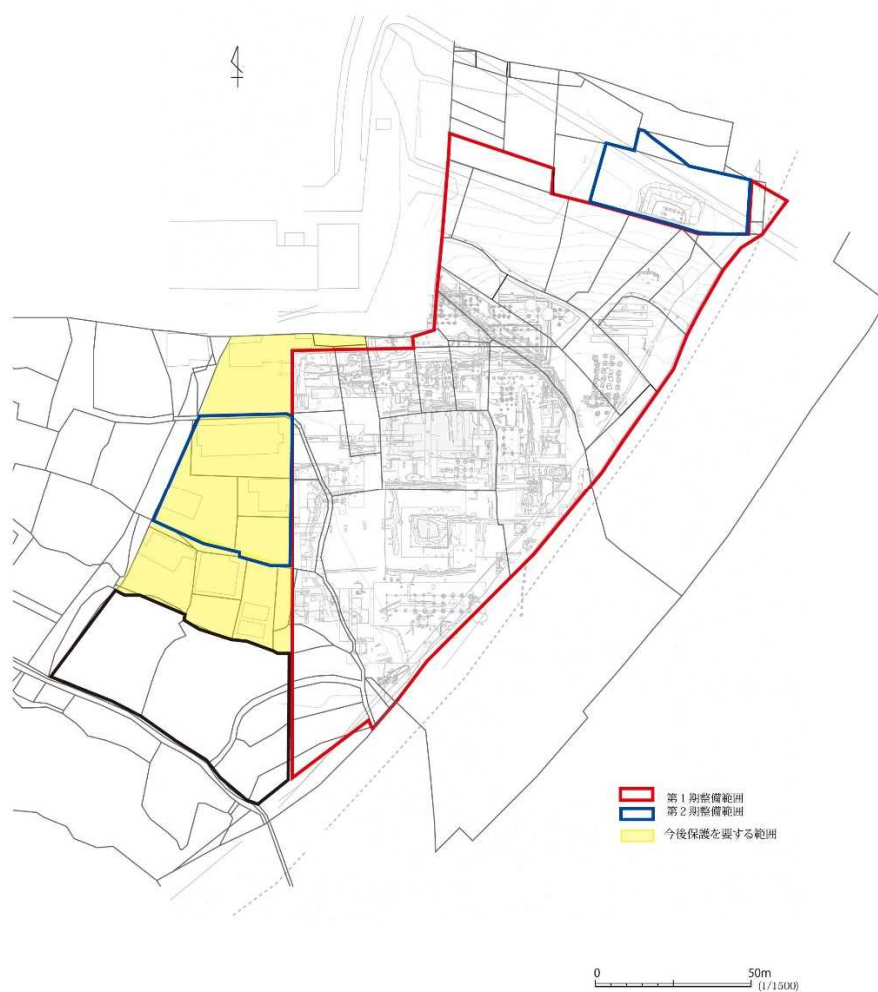
### ■第1節 整備スケジュール

#### 第1期整備（須賀川駅西地区都市構造再編集中支援事業と並行したスケジュール）

現在の上人壇廃寺跡整備事業は、須賀川駅西地区都市構造再編集中支援事業と大きく関連して進められています。史跡公園の供用開始を須賀川駅西地区都市構造再編集中支援事業(2期)の完了年度である令和9年度として、第1期整備を進めます。

#### 第2期整備（史跡周辺の範囲確認調査・追加指定・公有地化を経るスケジュール）

第1期の供用開始後、未了となっている史跡指定範囲の公有地化を推進します。また、史跡周辺に存在する関連遺構の確認調査や追加指定・公有地化の状況に応じ、追加の遺構表現やバックヤードの整備を行うこととし、これを第2期整備とします。



第113図 今後保護を要する範囲と1期整備・2期整備の範囲

区分		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
計画設計	測量		横断測量 →					
	計画	整備基本計画 →						
	設計		基本設計 →	実施設計 →				
指定地内	門前の広場	土木工事			支障木伐採 盛土造成	連携表現舗装・植栽 目隠しフェンス設置	→	暫定供用開始
		建築工事						
	伽藍の広場(南)	土木工事			盛土造成	連携表現舗装・植栽	→	
		建築工事						
	伽藍の広場(北)	土木工事			盛土造成	→		連携表現舗装・植栽
		建築工事						
	眺望と緑の広場	土木工事			盛土造成	→		連携表現舗装・植栽
		建築工事						案内板・ベンチ設置
指定地外	(駅西広場) *都市計画課	土木工事			盛土造成	公園化整備	→	供用開始
		建築工事				便益施設(四阿・トイレ)整備	→	
	西側民地	試掘調査	試掘調査	確認調査				
		追加指定		地権者同意・意見具申 →	追加指定			
		物件調査・ 不動産鑑定			物件調査・不動産鑑定 →			
売買契約			売買契約 →					
整備計画検討	地形測量(GD)						→	
駅西地区都市構造再 編集中支援事業		(JR)東西自由連 絡通路の支障工事 (市)駅前広場造成 と道路改良	(JR)東西自由連 絡通路建設 (JR)新駅舎建設	(JR)東西自由連 絡通路・新駅舎 供用開始(R6 末)	(JR)既存駅舎改 修工事 (市)広場・ロータ リ整備	→		

第 114 図 整備計画表

## ■第2節 事業費の概算

### 史跡上人壇廃寺跡整備 概算事業費

【全体工事】国指定地内					
名称	形状・寸法	数量	単位	金額(円)	備考
土木造園工事					
伐採工		1.0	式	475,000	
敷地造成工	想定盛土厚50cm	1.0	式	13,750,000	A=5,000㎡
雨水排水設備工	暗渠排水	1.0	式	5,630,000	
電気設備工	照明灯等	1.0	式	4,290,000	
機械設備工	給水管等	1.0	式	1,625,000	
園路広場整備工	園路舗装等	1.0	式	20,147,000	
サービス施設整備工	案内板・説明板等	1.0	式	12,900,000	
管理施設整備工	転落防止柵等	1.0	式	6,700,000	
植栽工		1.0	式	7,962,500	
遺構展示施設工	遺構表示・AR含む	1.0	式	57,560,000	
直接工事費計				131,039,500	
諸経費		1.0	式	157,247,400	直接工事費×1.2
整備工事費合計				288,286,900	

# 史跡上人檀廃寺跡整備基本計画 整備イメージ図



- 指定範囲
- 駅西広場用地

国史跡上人壇廃寺跡整備基本計画

発行 令和5年6月

編集 福島県須賀川市（文化交流部文化振興課）